

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和5年4月19日(2023.4.19)

【公開番号】特開2022-140743(P2022-140743A)

【公開日】令和4年9月27日(2022.9.27)

【年通号数】公開公報(特許)2022-177

【出願番号】特願2022-124594(P2022-124594)

【国際特許分類】

B 6 0 R 21/04 (2006.01)

10

B 6 0 J 5/00 (2006.01)

B 6 0 R 13/02 (2006.01)

【F I】

B 6 0 R 21/04 3 2 0

B 6 0 J 5/00 P

B 6 0 R 13/02 B

B 6 0 J 5/00 5 0 1 A

【手続補正書】

【提出日】令和5年4月10日(2023.4.10)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

骨格部材と前記骨格部材の側面を覆うトリムとの間において、前記トリムから前記骨格部材に向けて突出した筒形の衝撃吸収体であって、

前記トリム側の基端から前記骨格部材側の先端に向う突出方向に複数配列された筒形の複数の周壁と、

隣り合う前記周壁の縁部を互いに接続する少なくとも1つの連結壁と、

最も先端側の前記周壁の端部を閉じる端壁と、

最も基端側の前記周壁の端部に設けられ、前記周壁の外方に延びたフランジとを有し、
前記突出方向から見て、複数の前記周壁のそれぞれは、周方向において互いに整合する位置に屈曲した複数の屈曲部を有し、

前記フランジが、前記トリムに当接し、かつ前記トリムに締結される複数の締結座を有し、

前記周壁のそれぞれは、前記突出方向に沿った方向から見て、直線状に延びる複数の辺部を有し、

前記突出方向に沿った方向から見て、前記締結座のそれぞれは、前記辺部のいずれかと対応する位置に配置されている衝撃吸収体。

【請求項2】

前記突出方向は、車幅方向と一致し、

前記周壁の上部に設けられた前記辺部は、前方に向けて上方に傾斜している請求項1に記載の衝撃吸収体。

【請求項3】

前記締結座は、前記突出方向と直交する面で形成されている請求項1又は2に記載の衝撃吸収体。

【請求項4】

40

50

前記フランジは、最も基端側の前記周壁の端部に沿って全周に形成されている請求項 1 又は 2 に記載の衝撃吸収体。

【請求項 5】

骨格部材と前記骨格部材の側面を覆うトリムとの間ににおいて、前記トリムから前記骨格部材に向けて突出した筒形の衝撃吸収体であって、

前記トリム側の基端から前記骨格部材側の先端に向う突出方向に複数配列された筒形の複数の周壁と、

隣り合う前記周壁の縁部を互いに接続する少なくとも 1 つの連結壁と、

最も先端側の前記周壁の端部を閉じる端壁と、

最も基端側の前記周壁の端部に設けられ、前記周壁の外方に延びたフランジとを有し、

前記突出方向から見て、複数の前記周壁のそれぞれは、周方向において互いに整合する位置に屈曲した複数の屈曲部を有し、

前記フランジが、前記トリムに当接し、かつ前記トリムに締結される複数の締結座を有し、

前記衝撃吸収体が、高弾性材から形成された高弾性部と、前記高弾性材よりも弾性率が低い低弾性材から形成された低弾性部との 2 つの部分を組み合わせて形成されている衝撃吸収体。

【請求項 6】

前記フランジが前記高弾性部であり、

前記周壁、前記連結壁、及び前記端壁が前記低弾性部である請求項 5 に記載の衝撃吸収体。

【請求項 7】

前記端壁と、前記端壁に接続した前記周壁とが前記高弾性部によって形成され、

前記フランジと、前記フランジに接続した前記周壁と、前記フランジに接続した前記周壁に接続した前記連結壁とが前記低弾性部によって形成されている請求項 5 に記載の衝撃吸収体。

【請求項 8】

前記端壁と、前記端壁に接続した前記周壁と、前記フランジとが前記低弾性部によって形成され、

前記フランジに接続した前記周壁と、前記フランジに接続した前記周壁に接続した前記連結壁とが前記高弾性部によって形成されている請求項 5 に記載の衝撃吸収体。

【請求項 9】

前記突出方向は、車幅方向と一致し、

前記衝撃吸収体の上半部が前記高弾性部によって構成され、前記衝撃吸収体の下半部が前記低弾性部によって構成される請求項 5 に記載の衝撃吸収体。

10

20

30

40

50